



船員を計画的に雇用して、育成する内航海運事業者を支援します。

「日本船舶・船員確保計画」 & 「船員計画雇用促進助成金」申請の手引き (令和6年度申請用)

| | |
|--------------------|----|
| 制度の概要を知りたい！ | P1 |
| 計画認定を受けるメリット！ | P2 |
| 令和6年度から支給要件が追加！ | P3 |
| 令和5年度からの追加要件（参考） | P4 |
| まずは計画を作成しましょう！ | P5 |
| 計画認定後は助成金を申請しましょう！ | P6 |
| 電子メールでワンクリック申請！ | P8 |
| 運輸局等に相談したい！ | P9 |



国土交通省
海事局船員政策課

制度概要・スケジュール

🏠 目的

内航船員の不足や高齢化に対応し、海上運送法と国の基本方針に基づき、計画を作成し、若年船員の確保・育成に自発的に取り組む船舶運航事業者等を、国が、助成金により支援し、安定輸送の確保を図ることを目的としています。

🏠 「日本船舶・船員確保計画」の認定制度

海上運送法に基づき、船舶運航事業者等が、内航船員の確保・育成の内容や、資金の調達方法等についての計画を作成し、国土交通大臣が当該計画を審査・認定します。

🏠 「船員計画雇用促進助成金」の交付

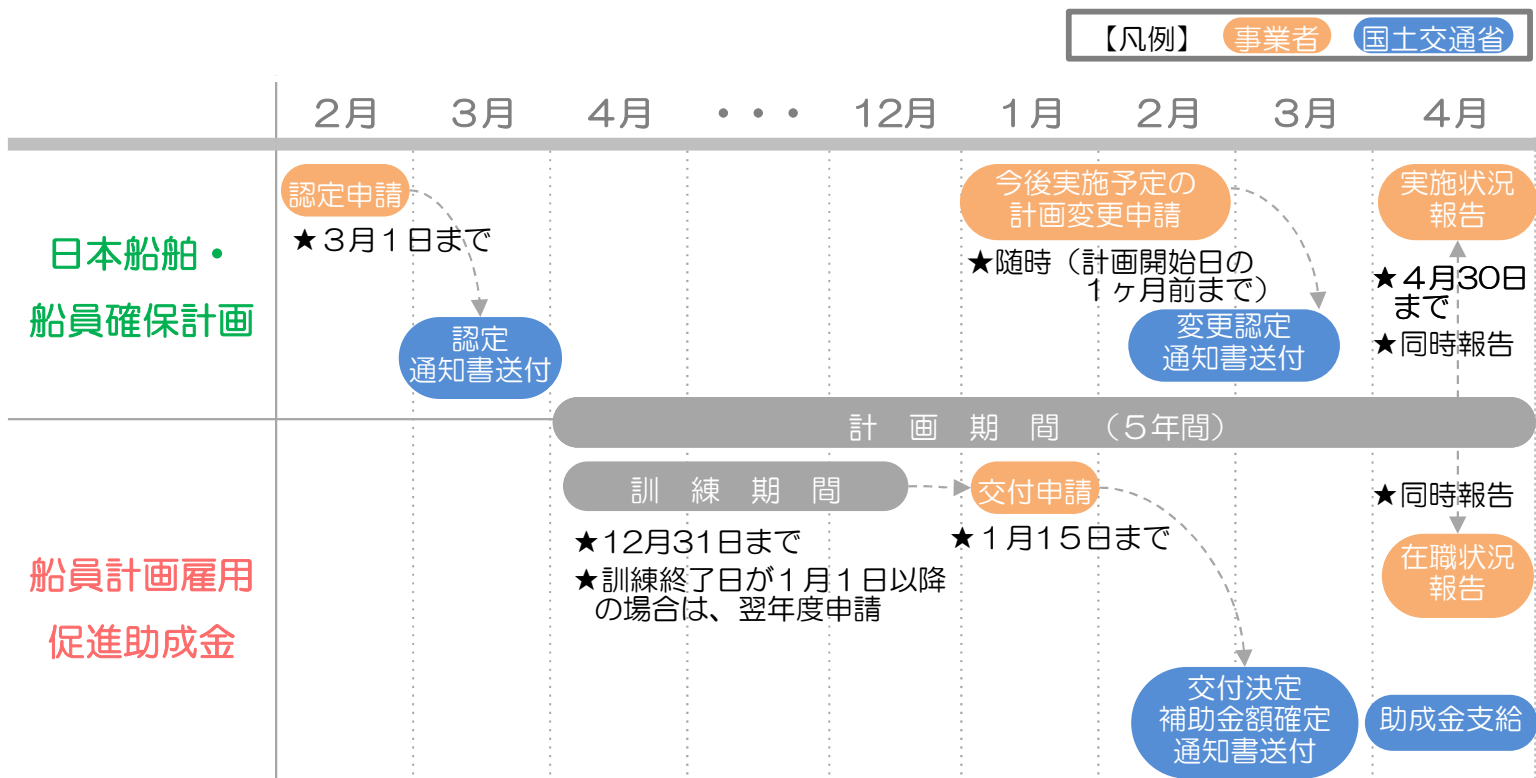
上記の認定事業者が、当該計画に従って船員未経験者を運航要員として雇用し、訓練した場合に、国が、予算の範囲内で、一定額の助成金を交付します。

【参考】認定事業者のための助成金

認定事業者の方は、国の助成金以外にも、海運団体から支援を受けることができる場合がありますので、各団体までお問合せください。

- [公益財団法人日本船員雇用促進センター（SECOJ）](#)：「船員計画雇用促進支援助成金」
- [内航海運組合総連合会](#)：「内航貨物船計画雇用促進助成制度」

🏠 申請等のスケジュール



計画認定を受けるメリット

認定事業者の方は、国土交通省が実施する「船員計画雇用促進助成金」に加えて、以下の各団体等が行う**助成金の支給**、**金利軽減措置**の対象となる場合があります。

助成金の支給

- **(公財) 日本船員雇用促進センター (SECOJ) : 船員計画雇用促進支援助成金**
船員未経験者 (45歳未満) を船員として雇用し育成が完了した場合、育成期間に応じて1人あたり4万円~30万円が認定事業者へ支給されます。
- **日本内航海運組合総連合会 (内航総連) : 内航貨物船員計画雇用促進助成制度**
船員未経験者 (30歳未満) を船員として雇用・育成 (初回雇入から連続1年の雇用期間を経過) した場合、1人あたり20万円が認定事業者 (日本内航海運組合総連合会の組合員に限る) に支給されます。

(例: 30歳未満の船員未経験者を雇用・育成した場合の助成金の合計額)

| 助成金の種類 | 通常対象者 (船員教育機関卒業者) | | | 特定対象者 (一般高校・大学・水産高校本科等の卒業者、 女性・退職自衛官等) | | |
|----------------------------------|----------------------|-----------------|------------------|--|------------------|------------------|
| | 甲板部 | 機関部 | 司厨部 | 甲板部 | 機関部 | 司厨部 |
| 船員計画雇用促進助成金 (国土交通省→認定事業者) | 4万円 (4万円×1月) | 8万円 (4万円×2月) | | 12万円 (4万円×3月) | 30万円 (5万円×6月) | |
| 船員計画雇用促進支援助成金 (SECOJ→認定事業者) | 4万円 (4万円×1月) | 8万円 (4万円×2月) | 12万円 (4万円×3月) | 12万円 (4万円×3月) | 30万円 (5万円×6月) | 12万円 (4万円×3月) |
| 内航貨物船員計画雇用促進助成制度 (内航総連→認定事業者) | 20万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 | 20万円 |
| 計 | 28万円 | 36万円 | 32万円 | 44万円 | 80万円 | 32万円 |

※内航総連の助成制度は **(独) 海技教育機構 (JMETS) 卒業生も助成対象** に含まれます。

※予算額に対して申請額が超過した場合は減額して支給されます。

※各助成金毎に補助要件等が異なりますので助成対象となるかは各団体にご確認ください。

船舶共有建造制度の金利軽減措置

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (JR TT) が実施する船舶共有建造制度を利用して船舶を建造する際、金利軽減の措置を受けられる場合があります。

<https://www.irtt.go.jp/ship/application/>

お問い合わせ先

- 船員計画雇用促進支援助成金 SECOJ雇用促進部

TEL: 03-3523-5991 EMAIL: senin@secoj.com

- 内航貨物船員計画雇用促進助成制度 内航総連海務部

TEL: 03-3263-4554 EMAIL: naiko-kaimubu@naiko-kaiun.or.jp

- 船舶共有建造制度 (金利軽減措置) JR TT共有船舶建造支援部

建造支援第一課、建造支援第二課

TEL: 045-222-9138 045-222-9139 EMAIL: kensoku@irtt.go.jp

令和6年度の主な見直し事項

令和5年度から新人船員の定着等を図るため、支給要件（離職率等）を追加したところ、更なる定着率の向上を図るため、令和6年度から補助事業者の支給要件を見直しました。（追加）

追加要件の対象となるのは、補助金の交付を受けようとする前3年度（例：令和6年度に交付を受けようとする場合、令和3年度～5年度）において、船員計画雇用促進助成金の対象となった船員（以下「助成対象船員」）が**3人以上の認定事業者のみ対象（3人未満は対象外）**であり、**①～③のいずれか1つ以上**の要件を満たす必要があります。

🚢 「船員計画雇用促進助成金」の交付要件の見直し（追加）

① 雇用する船員の労働負担軽減のための取組み（電子的な労働時間管理システム（船員労働時間管理システム）の導入等）を行っていること。

※ 船員労働時間管理システムは民間企業が提供するサービスの他に国土交通省が公表している労務管理記録簿Excel（マクロデータ）の活用による電子管理も可（参考：国交省HP（[海事：船員の働き方改革 - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)））

② 雇用する船員が乗船する船舶において、船員作業等の負担軽減を図る設備等（※）を導入していること。

※例・甲板部または機関部の作業を補助する遠隔監視カメラ

・甲板作業中の熱中症対策用の涼霧システム

・電子海図情報表示装置（関係規程で備え付けが定められている船舶を除く）



③ 雇用する船員が乗船する船舶において、船員の居住環境の改善のための取組み（※）を行っていること。

※例・休息時に利用可能な次世代通信衛星を利用した海上ブロードバンドサービス、船内Wi-Fiの整備

・女性専用の船内設備（風呂、トイレ、洗濯機、乾燥機等）の整備

・船員の全居室への空調（エアコン）の整備



(ご参考) 令和5年度の補助要件追加

令和5年度から新人船員の定着等を図るため、補助事業者の支給要件を見直しました（追加）。

①は全認定事業者、②～④は補助金の交付を受けようとする前3年度（例：令和6年度に交付を受けようとする場合、令和3年度～5年度）において、船員計画雇用促進助成金の対象となった船員（以下「助成対象船員」）が**3人以上の認定事業者のみ対象（3人未満は対象外）**となります。

🚢 「船員計画雇用促進助成金」の交付要件の見直し（追加）

① 補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条の規定により、日本船舶・船員確保計画の実施状況報告書が期日までに提出されていること。

② 補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、全ての助成対象船員に占める離職者の割合（離職率）が40%以下であること。

※ 離職率は在職状況報告書で確認します。

（例）A社は交付対象（離職率40%）、B社は交付対象外（離職率66%）

| A社 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | B社 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|--------|------|------|------|--------|------|------|------|
| 助成対象船員 | 2名 | 2名 | 1名 | 助成対象船員 | 1名 | 1名 | 1名 |
| 在職状況 | 1名離職 | 1名離職 | 在職 | 在職状況 | 在職 | 離職 | 離職 |

③ 国土交通省の認定を受けた労務管理責任者講習を修了した労務管理責任者を選任していること。

④ 労務管理責任者又は認定事業者が指名する者に、定期的に助成対象船員との面談を行わせていること（採用後初めての面談にあっては、採用日から1月以内）



各手続きの概要(1)

日本船舶・船員確保計画関連

船員計画雇用促進助成金を受給するための基礎となる手続きですので、お忘れのないように！

1. 日本船舶・船員確保計画の認定申請

- 概要** 「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を申請してください。
- 対象者** 海上運送法上の船舶運航事業者等
- 提出締切** 計画期間の開始日の1ヶ月前(×3月1日)
- 提出先** 申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等
- 提出書類** 計画認定申請書(計画認定エクセル様式「1. 計画認定申請書」シート)
 定款
 登記事項証明書(スキャンデータ可 ※必要に応じ、原本提出を求める場合があります。)
 事業報告(最新年度のもの)
 貸借対照表(//)
 損益計算書(//)
- 提出方法** 電子データの送付

2. 日本船舶・船員確保計画の実施状況報告

- 概要** 毎年度、「日本船舶・船員確保計画」の実施状況※を作成し、国土交通大臣に報告してください。
※船員計画雇用促進助成金を受給しなかった年度でも、毎年報告が必要です。
- 対象者** 「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者
- 提出締切** 計画実施年度の翌年4月30日まで
- 提出先** 申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等
- 提出書類** 実施状況報告書(計画認定エクセル様式「2. 実施状況報告書」シート)
 報告書に記載する日本船舶について、報告に係る認定計画の計画期間内において他人が作成する日本船舶・船員確保計画及びその実施状況に関する報告書に記載されないことを証する書類(船舶所有者と認定事業者との間の合意書)
(スキャンデータ可 ※必要に応じ、原本提出を求める場合があります。)
 毎年度末時点における助成金の支給対象者の在職・離職の別及び離職後の状況を、在職状況欄に記載した在職状況報告書
(計画認定エクセル様式「2-2. 所要経費調書(在職状況報告書)」シート)
※受理がされなかった場合、船員計画雇用促進助成金が不交付となることがあります。
- 提出方法** 電子データの送付
- 留意事項** 実施状況報告の内容を踏まえ検討した結果、次年度以降の採用計画や訓練計画等を見直す場合は、下記の「日本船舶・船員確保計画」の変更の認定を申請してください。

3. 日本船舶・船員確保計画の変更の認定申請

- 概要** 計画実施年度以降※の船員未経験者の採用数など、すでに認定を受けた「日本船舶・船員確保計画」の記載事項を変更しようとするときは、再度、国土交通大臣の認定を申請してください。
※上記により、計画の実施状況を報告済の年度についての変更申請は不要です。
- 対象者** 「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者
- 提出時期** 随時受付(ただし、変更しようとする計画の開始日の1ヶ月前まで)
- 提出先** 申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等
- 提出書類** 変更認定申請書(計画認定エクセル様式「3. 変更認定申請書」シート)
 新旧表(計画認定エクセル様式「3-2. 新旧表」シート)
- 提出方法** 電子データの送付

各手続きの概要(2)-1

船員計画雇用促進助成金関連

○ 船員計画雇用促進助成金の交付申請

概要 前年度の1月1日から申請年度の12月31日までの1年間（認定を受けた日本船舶・船員確保計画の計画期間に限る。）に、認定を受けた「日本船舶・船員確保計画」に従って、船員未経験者を、船員として雇用・育成した場合に、船員計画雇用促進助成金の交付を受けるときは、国土交通大臣に申請してください。

支給要件

- ①計画期間が5年間の日本船舶・船員確保計画の認定を受けていること。
 - ②申請期限日（1月15日）の前日から起算して3年前の日から申請期限日までの間に船員に適用される労務関係法令違反の指摘を受けたことがないこと又は同期間内に指摘を受けた場合には、当該違反の状態が改善され、申請期限日の前日において当該改善された日から起算して1年を経過していること。
 - ③各種ハラスメント等に関する相談窓口及び当該窓口担当者を定め、雇用する船員に周知していること。
 - ④雇用する船員の心理的な負担の状況を把握するための取組み（ストレスチェック等）を行っていること。
 - ⑤補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成20年国土交通省令第67号）第12条の規定により、日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書を、国土交通大臣に提出していること。
 - ⑥補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、全ての助成対象船員に占める離職者の割合が40%以下であること。
 - ⑦国土交通省の認定を受けた労務管理責任者講習を修了した者を労務管理責任者として選任していること。
 - ⑧労務管理責任者又は認定事業者が指名する者に、定期的に助成対象船員との面談を行わせていること（採用後初めての面談にあつては、採用日から1月以内）
 - ⑨雇用する船員の労働負担軽減のための取組み（電子的な労働時間管理システムの導入等）を行っていること。
 - ⑩雇用する船員が乗船する船舶において、船員作業等の負担軽減を図る設備（遠隔監視カメラ等）を導入していること。
 - ⑪雇用する船員が乗船する船舶において、船員の居住環境の改善のための取組み（船内Wi-Fiの整備等）を行っていること。
- ※⑥～⑪は補助金の交付を受けようとする前3年度において、助成対象船員が3人以上の認定事業者のみが対象であり、⑥～⑧の全てに加えて⑨～⑪のいずれか1つ以上を満たす必要があります。

事業者

支給対象者

- ①45歳未満の船員未経験者（（独）海技教育機構の卒業者や司厨員を除く）
- ②下記の助成金の支給月数・金額以上の訓練期間・費用を要した者
※訓練期間中に離職した者は、支給対象者に含めません。

【助成金の支給額】

- ・通常対象者
甲板部 1ヶ月×4万円（計4万円）、機関部 2ヶ月×4万円（計8万円）
- ・特定対象者（一般学校卒業者（水産高校本科、民間6級海技士短期養成課程等）、女性又は退職自衛官）
甲板部 3ヶ月×4万円（計12万円）、機関部 6ヶ月×5万円（計30万円）

各手続きの概要(2)-2

船員計画雇用促進助成金関連

○ 船員計画雇用促進助成金の交付申請

提出締切 1月15日まで

※12月31日までに訓練を終了する者が対象です。

※1月1日以降に訓練を終了する場合は、翌年度に申請してください。

提出先 申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等

提出書類 □交付申請書（助成金エクセル様式「1. 交付申請書」シート）
□所要経費調書（助成金エクセル様式「1-2. 所要経費調書（在職状況報告書）」シート）

□申立書（助成金エクセル様式「1-3. 申立書」シート）

□雇用期間に係る給与支払いを証する書類（給与支払簿の写しなど）

□支給対象者の採用年月日を証する書類（給与支払簿の写し、船員保険被保険者証や被保険者資格取得届の写し（被保険者記号・番号等を黒塗りしたもの）など）

□対象者の職務及び対象者が船員未経験であることを確認できる書類（船員手帳の写し）

□対象者が退職自衛官の場合は、自衛隊の退職を証する書類の写し

□認定労務管理責任者講習の受講修了証明書の写し

※補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、助成対象船員が3人以上の場合は提出。

□請求書（助成金エクセル様式「2. 請求書」シート）

提出方法 電子データの送付

留意事項 申請過多により、申請額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内に収まるよう、不交付決定を行う場合があります。特に、-3- 2. に記載の在職状況報告書の提出がない事業者、過去3年間の離職者が多い事業者から不交付となりますので、予めご了承ください。

船員計画雇用促進助成金Q&A

Q：助成金は新人船員を雇用し、育成が完了した場合に支給されるが、育成の完了の考え方は、日本船舶・船員確保計画で認定を受けた訓練計画の内容（新人乗船訓練〇ヶ月等）の終了をもって育成が完了したという理解でよいのか。

A：本助成金における育成期間の考え方は、育成の始期（育成を開始した日（採用日または最初の雇入日）から起算して、対象となる新人船員の支給区分（通常対象者・特定対象者、甲板・機関）に応じた育成期間（支給月数 例：特定対象者の機関部は6月以内）の終了をもって育成が完了したとしております。

Q：訓練期間中に職務を変更（例：甲板部→機関部）して訓練した場合、助成金の支給対象期間も変更（例：3月分→6月分）となり、助成金の交付を受けれるのか。

A：最初の雇入の職務（甲板・機関）から変更となる場合、当該変更時点をもって船員（甲板員または機関員）としての育成が完了したと整理しているため、助成金の交付対象となるのは職務変更前の育成期間分のみとなります。

Q：船員計画雇用促進助成金を活用せずに育成した船員は、在職状況報告書の報告対象外という理解でよいのか。

A：ご理解のとおり報告対象外です。

Q：令和6年度から新設される支給要件（雇用する船員の居住環境の改善のための取組み等）は、雇用船員が乗船する全ての船舶で対応している必要があるのか（例：船内Wi-Fiを雇用船員が乗船する全船舶で整備する必要があるのか）

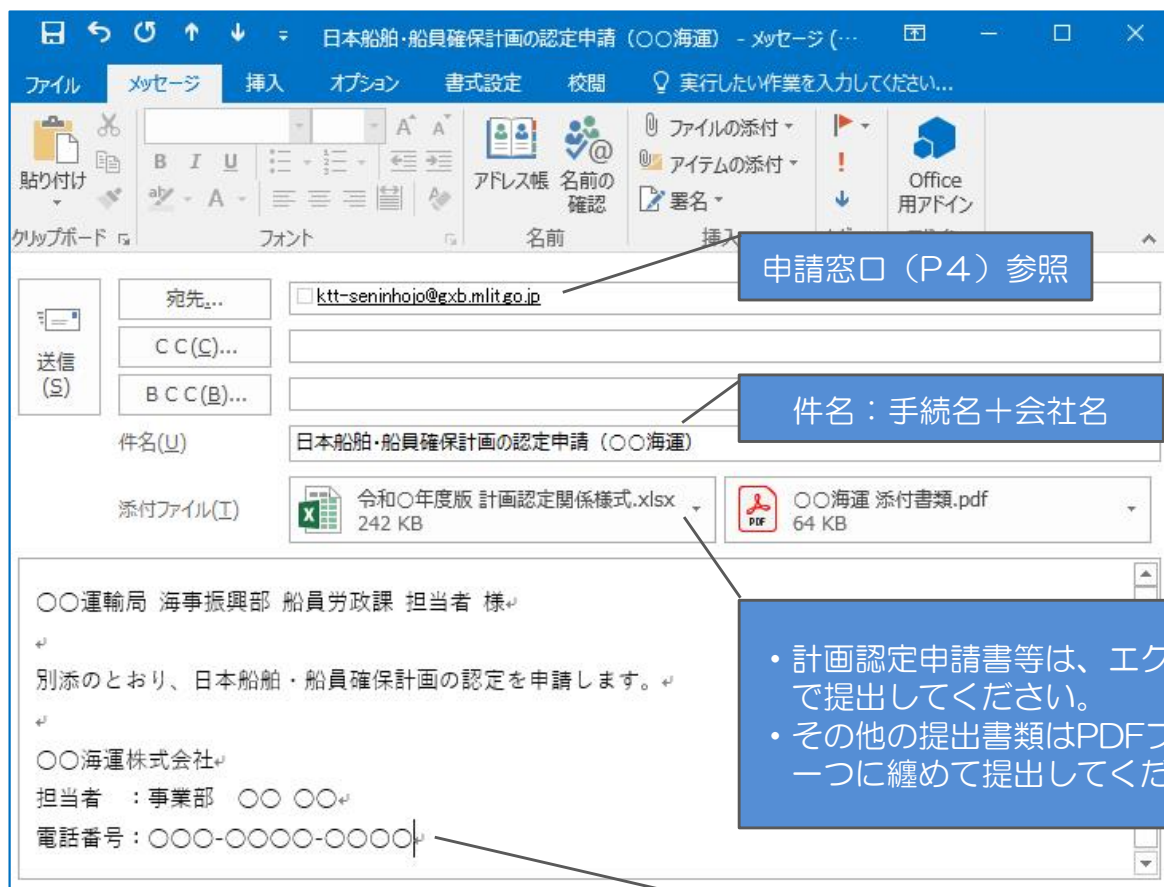
A：雇用船員が乗船する船舶全てに整備されている必要はありませんが、雇用船員全員が労働環境改善等の取組みの効果を受けれることが望ましいです。

各手続きの概要(3)

電子メールによる申請・報告の手順

「日本船舶・船員確保計画」及び「船員計画雇用促進助成金」関連の申請・報告は、原則として、**電子メールにより、各地方運輸局等へ提出**してください。

1. 各申請書類のエクセル様式をダウンロードの上、必要事項を入力してください。
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000011.html
2. 各地方運輸局等への**メール件名は、各手続きの名称と会社名**としてください。
例：日本船舶・船員確保計画の認定申請（〇〇海運）
3. **メール本文には、必ず、担当者名と連絡先の電話番号を記載**してください。
4. 各地方運輸局から、メール送信者あてに、提出書類を受信した旨を返信します。
5営業日を経過しても返信がない場合は、メール不着も考えられますので、お電話により、お問合せください。
5. 提出書類に不備がある場合、メール又は電話にてご案内します。



相談・申請等の窓口

| 各運輸局等の窓口 | 住所 | 電話番号 | 申請用メールアドレス |
|---------------------------|---|--------------|--|
| 北海道運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒060-0042 札幌市中央区大通西10 (札幌第2合同庁舎) | 011-290-1014 | hkt-anteigyomu@gxb.mlit.go.jp |
| 東北運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 (仙台第4合同庁舎) | 022-791-7525 | tht-seninrousei@gxb.mlit.go.jp |
| 関東運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) | 045-211-7231 | ktt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 北陸信越運輸局 海事部 船員労政課 | 〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館) | 025-285-9157 | hrt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 中部運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 (名古屋合同庁舎1号館) | 052-952-8028 | cbt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 近畿運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎4号館) | 06-6949-6435 | kkt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 神戸運輸監理部 海事振興部 船員労政課 | 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 (神戸第2地方合同庁舎) | 078-321-3149 | kbm-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 中国運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) | 082-228-3692 | cgt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 四国運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒760-0019 高松市サンポート3-33 (高松サンポート合同庁舎南館) | 087-802-6817 | skt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 九州運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館) | 092-472-3159 | qst-kyushu-rouseika@ki.mlit.go.jp |
| 沖縄総合事務局 運輸部 船舶船員課 | 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館) | 098-866-1838 | senintoukei.a9s@ogb.cao.go.jp |

本手引きは、あくまでもイメージを掴んでいただくためのものです。
ご不明な点等ありましたら、最寄りの地方運輸局等へご相談ください。